

相続人代表者指定通知書			
相続人		第 年 月 日 号	
様			
美唄市長 印			
被相続人に係る徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く。)及び還付に関する書類を受領する代表者として下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第2項の規定により通知します。			
相続人の代表者	氏 名 (名 称)		
	住 所 (居 所 ・ 所 在 地)		
被相続人	氏 名		
	死 亡 時 の 住 所 (居 所)		
	死 亡 年 月 日		
相続人	氏 名 (名 称)	被相続人との関係	住 所 (居 所 ・ 所 在 地)
提要			

不服申立

1 この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

2 前記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は、市長となります。)決定(以下、「処分」といいます。)の取消の訴えを提起することができます。なお、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときのいずれかに該当する場合は、裁決を経なくても処分の取消の訴えを提起することができます。

※ この指定に相違がある場合は、「相続人代表者指定(変更)届」を提出してください。